

令和8年度、9年度及び10年度における歯科技工物製作に係る契約  
希望募集要領

令和8年度、9年度及び10年度における歯科技工物製作に係る契約について公募を実施しますので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)  
分任支出負担行為担当官  
海上自衛隊呉地方総監部経理部長

## 記

## 1 調達品目等

令和8年度、9年度及び10年度における歯科技工物製作  
なお、公募対象機器については、別表のとおり。

## 2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

文書管理者：呉地方総監部経理部長 一元的な管理に責任を有する者： 取得年月日：

作成年月日：2026.4.20 保存期間：5年 保存期間の満了する日：2032.3.31

本紙を含め：7枚 配布先： 箇所

- (5) 令和7年・8年・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の競争参加資格を有すること又は競争参加資格（全省庁統一資格）が更新された場合は、更新された競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
- (6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (7) 当該役務の実施に当たり必要な次の能力・態勢を有する又は契約時までには有することができる者
  - ア 歯科技工物製作（別表のとおり。）
  - イ 製作物の不具合発生時における迅速かつ継続的な対応

### 3 参加表明書及び技術資料の提出

- (1) 応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に呉地方総監部経理部長に提出した同一の公募内容における技術資料と、本年度の技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。
  - ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
  - イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
  - ウ 予決令第71条の規定に該当しないこと及び日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約する書類
  - エ 製作物見本の提出
    - 製作物見本提出要領は、別紙のとおり。
- (2) 提出先
  - 海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係
  - 〒737-8554
  - 広島県呉市幸町8番1号
  - 0823-22-5511（内線2254）

### (3) 提出期間

令和8年5月12日(火)～令和8年6月12日(金)

なお、新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

また、募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

### (4) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

### (5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料2部

## 4 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

## 5 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

## 6 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受領した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

### ア 窓 口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

### イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 7 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり、本号について同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約相手方としない。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 歯科技工物製作

番号	品 名
1	局部義歯（1床1歯～4歯）
2	局部義歯（1床5歯～8歯）
3	局部義歯（1床9歯～11歯）
4	局部義歯（1床12歯～14歯）
5	総義歯
6	屈曲バー
7	鑄造鉤コバルトクロムバー
8	線鉤双歯鉤
9	線鉤両翼鉤
10	線鉤単純鉤
11	鑄造鉤コバルトクロム双歯鉤
12	鑄造鉤コバルトクロム単純鉤
13	鑄造鉤コバルトクロム両翼鉤
14	鑄造鉤コバルトクロムT・I型鉤
15	間接支台装置
16	補強線
17	保持装置
18	レジン歯前歯（リアル）
19	レジン歯臼歯（リアル）
20	硬質レジン歯 前歯
21	硬質レジン歯 臼歯
22	硬質レジン隙
23	ロー堤
24	個人トレー
25	義歯修理
26	硬質レジン前装冠
27	チタン前装冠

番号	品名
28	金パラ単純インレー
29	金パラ複雑インレー
30	金パラ3/4冠
31	金パラ4/5冠
32	金パラ鑄造冠
33	チタン鑄造冠
34	CAD/CAM冠 前歯
35	CAD/CAM冠 小臼歯
36	CAD/CAM冠 大臼歯
37	CAD/CAM冠 大臼歯 (ピーク材)
38	CAD/CAM冠 大臼歯 (エンドクラウン)
39	CAD/CAMインレー 小臼歯
40	CAD/CAMインレー 大臼歯
41	テンポラリークラウン (1歯)
42	高強度硬質レジンブリッジ
43	ワンピース
44	ロー着 (1カ所)
45	硬質レジン前装ポンティック 小臼歯
46	硬質レジン前装ポンティック 大臼歯
47	金パラ臼歯部ダミー
48	保隙装置 (金属隙)
49	ファイバーポスト 前・小臼歯
50	ファイバーポスト 大臼歯
51	ファイバーポスト 材料
52	メタルコア
53	スプリント
54	止血用シーネソフトタイプ
55	金銀パラジウム合金 (12%)

## 製作物見本提出要領

## 1 製作物見本対象品目等

製作物見本対象品目等は、次のとおり。

番号	品目	部位及び規格	数量	単位
1	局部義歯	上顎維持装置付蠟義歯及び 下顎義歯完成	1	E A
2	硬質レジン前装冠 ブリッジ	上顎右側中切歯～上顎右側 犬歯（色調A3）	1	E A
3	CAD/CAM冠	上顎左側中切歯（色調A3）	1	E A
4	全部金属冠	下顎右側第1大臼歯	1	E A
5	CAD/CAMインレー	上顎右側第1大臼歯（色調 A3）	1	E A
6	CAD/CAM冠(PE EK)	上顎左側第2大臼歯	1	E A
7	チタン冠	下顎左側第1大臼歯	1	E A
8	インレー	下顎右側第2大臼歯	1	E A
9	硬質レジン前装冠	上顎右側第1大臼歯（色調 A3）	1	E A

## 2 基準

各品目の基準は、次のとおり。

番号	品目	基準
1	局部義歯	<p>1 設計は自由とする。 (ただし、保険診療内の設計に限る)</p> <p>2 上顎は屈曲パラタルバー及びレスト付1mm線鉤を使用した配列蟻義歯とする。</p> <p>3 下顎は鋳造リングルバー及びレスト付鋳造鉤を使用した完成義歯とする。</p> <p>4 人工歯色調はA3とし上顎、下顎共に模型に戻るよう製作すること。</p>
2	硬質レジン前装冠ブリッジ	上顎右側中切歯～上顎右側犬歯まで硬質レジン前装冠ブリッジを製作し色調はA3とする。
3	CAD/CAM冠	上顎左側中切歯にCAD/CAM冠を製作し色調はA3とする。
4	全部金属冠	下顎右側第1大臼歯に全部金属冠を製作する。
5	CAD/CAMインレー	上顎右側第1大臼歯にCAD/CAMインレーを製作し色調はA3とする。
6	CAD/CAM冠(PEEK)	上顎左側第2大臼歯にPEEKブロックでCAD/CAM冠を製作する。
7	チタン冠	下顎左側第1大臼歯にチタン冠を作製する。
8	インレー	下顎右側第2大臼歯にインレーを作製する。
9	硬質レジン前装冠	上顎右側第1大臼歯に硬質レジン前装冠を製作し色調はA3とする。

## 3 提出方法

咬合器に装着した状態で提出すること。

## 4 提出先

海上自衛隊第1術科学校衛生課

〒737-2195

広島県江田島市江田島町国有無番地

0823-42-1211（内線2652）

## 5 その他

費用は参加希望者負担とする。

なお、製作した技工物は返却しない

(記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

番号	品 名	備考
<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇〇〇	

(注：部分的な応募等補足事項がある場合は適宜記載して下さい。)

関連文書：呉監公示第 一 号 (令和7年 月 日)

- 添付書類：1 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格の写し)  
2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書  
3 技術資料一式